

鹿児島県国民健康保険運営協議会傍聴要領

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに氏名、住所を記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行いますので、定員になり次第受付を終了します。

2 傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴する方は、会議を傍聴するに当たり、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、談話をし、又は騒ぎたてるなど会議の妨害となるような行為はしないこと。
- (2) 会議における言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。
- (3) のぼり、旗、プラカード、鉢巻きその他示威のために利用すると認められるものを携帯又は着用しないこと。
- (4) 会議場において、飲食、喫煙をしないこと。
- (5) 会議場において、写真撮影、録画、録音等をしないこと。（ただし、会長が認めた場合はその限りではない。）
- (6) その他会議開催中の秩序を乱したり、議事を妨害しないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 上記2のほか、傍聴する方は、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴する方が以上のことを守らない場合は注意し、なお、従わない場合は、退場していただく場合があります。
- (3) 会議中、会場の秩序維持ができなくなった場合や緊急に公開になじまない事項を審議する必要がある場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。